

## 白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年2月7日（金）午後1時30分
2. 閉会日時 令和7年2月7日（金）午後2時20分
3. 開催場所 富田事務所 2階 会議室
4. 出席委員  
1番 小野 真一      2番 市川 博      3番 清水 哲治  
4番 杉谷 孫司      5番 南 喜久治      6番 後呂 豊  
7番 尾崎 義治      8番 福田 博保      9番 鈴木 隆文  
10番 木戸 孝      11番 藤原 久恵      12番 山本 孝一  
13番 柏木 彰文      14番 大平 倫生
5. 欠席委員 なし
6. 事務局  
局長 古守 繁行      係長 柳原 克彰      主査 森 有輝  
主事 赤井 志央      主事 古谷 亨弘
7. 議事日程  
開会  
議事録署名委員の指名  
議事  
報告第4号 農地中間管理事業による貸付先の合意解約について  
報告第5号 農地使用貸借の合意解約について  
報告第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農  
用地貸付先の変更について  
議案第1号 国土調査法に基づく地籍調査に係る地目の認定について  
議案第6号 非農地証明について  
議案第7号 農地法第3条の規定による許可について  
議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第9号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集  
積計画の決定について  
その他

### 8. 会議の概要

局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から2月の農業委員会を開催させていただきますと思います。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、三舞地区、川添地区の推進委員さんに出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。7番の尾崎 義治委員と13番の柏木 彰文委員を本日の議事録署名委員に指名いたします。よろしく願いいたします。

7番委員 はい。

13番委員

議長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第4号 農地中間管理事業による貸付先の合意解約について事務局より報告願います。

係長 はい。報告第4号 農地中間管理事業による貸付先の合意解約についてご報告いたします。議案書の1ページをお願いいたします。番号1。対象地は〇〇で、地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため。令和7年1月6日解約したものです。なお、1月の総会で、借り手農家に対する助成金についてのご質問がありました。町では、お手元にお配りしています右肩参考資料「白浜町農地流動化促進特別対策助成金交付要綱」のとおり実施しています。概要としまして、第3条、実施地域は農業振興地域の農用地区域です。第4条、交付対象者は、設定期間が、3年以上かつ合計面積が1アール以上の農地を借り受けた方で、町内在住で、町税を滞納していない個人です。第6条、助成額は10アール当たり、新規設定10,000円、再設定5,000円です。なお、過去5年間耕作放棄地であった農地を5年間以上の新規設定をした場合は、初回のみ10,000円の加算をすることができます。簡単ですが、詳しくは要綱をご確認下さい。よって、本件の対象地は農用地区域ですが、〇〇は法人ですので、交付対象外のため、この助成はしていません。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第4号につきましては、会長に対する事務委任規則第3条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、報告第5号 農地使用貸借の合意解約について事務局から説明願います。

係長 はい。報告第5号 農地使用貸借の合意解約についてご報告いたします。議案書

の2ページをお願いいたします。番号1。対象地は〇〇外1筆で、地目は全て畑、面積は合計〇〇㎡です。借り手は〇〇の〇〇で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は事業縮小による閉業のため。令和6年10月30日解約したものです。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告を終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はいかがでしょうか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第5号につきましては、会長に対する事務委任規則第3条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、報告第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地貸付先の変更について事務局より報告願います。

係長 はい。報告第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地貸付先の変更についてご報告いたします。議案書の3ページをお願いいたします。番号1。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。旧貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、新貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の変更で、和歌山県の許可日から令和7年12月31日までの使用貸借権の設定で、利用目的は野菜・花卉栽培です。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はいかがでしょうか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第6号につきましては、会長に対する事務委任規則第3条に基づく報告とさせていただきます。続きまして議案第1号 国土調査法に基づく地籍調査に係る地目の認定について上程いたします。事務局、地籍調査室から説明願います。

係長 はい。議案第1号 国土調査法に基づく地籍調査に係る地目の認定については、1月の総会で上程し、2-(5) 異地目の全部を農地に地目変更する物件のうち、〇〇地区の4箇所の審議が保留された件でございます。事務局でも、過去の形状変更の承認、農地転用の許可、現地の状況などを調査確認し、地籍調査室、大平会長とも協議した上で、今回の修正となっています。内容については、地籍調査室から説明いたします。～地籍調査室、国土調査法に基づく地籍調査にかかる地目の認定について説明した。～

議長 事務局、地籍調査室より説明が終わりました。〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第1号につきましては、承認することに決定いたします。それでは、地籍調査室に退席していただきます。～地籍調査室、退席した。～

議長 続きまして、議案第6号 非農地証明について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第6号 非農地証明についてご説明いたします。議案書の5ページをお願いいたします。番号1。対象地は〇〇外1筆で、地目はいずれも台帳が田、現況が宅地。面積は合計〇〇㎡です。申請人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。申請理由は当該地を相続により取得しましたが、平成元年頃に建築した建物とそれ以前に建築した建物があり、非農地化した状況が20年以上続いていますとのことです。なお、1月30日に〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に現地調査をしていただいております。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライドで説明した。～以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第6号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第7号 農地法第3条の規定による許可について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第7号 農地法第3条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。番号1。対象地は〇〇で、地目は台帳、現

況ともに畑、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は譲渡人においては、高齢で施設に入所しており、自ら耕作することが難しいため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、所有する梅畑に加え、生産能力の向上を図りたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、全て農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力・技術」などでございます。以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ありませんが、ここは山みたいな場所ですので、耕作者には頑張ってもらいたいと思います。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第7号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について上程いたします。4件ございますが、一括して事務局より説明願います。

係長 はい。議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の7ページをお願いいたします。番号1。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇です。所有権移転を伴いますタンク置場への転用申請です。申請理由は譲渡人については、相続にて取得しましたが、高齢のため耕作することが困難であることから、本申請に至りましたとのことで、譲受人については、近隣地を所有している〇〇が、梅のタンク置場の事業用地を探していたことから、当該地を取得し、賃貸しようと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の8ページをお願いいたします。番号2。申請地は〇〇外2筆で、地目は台帳、現況ともに全て田、面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇です。所有権移転を伴いますタンク置場への転用申請です。申請理由は譲渡人については、高齢のため、耕作することが困難であることから、本申請に至りましたとのことで、譲受人については、隣接地を所有している〇〇が、梅のタンク置場の事業用地を探していたことから、当該地を取得し、賃貸しようと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の9ページをお願いいたします。番号3。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇です。所有権移転を伴いますタンク置場への転用申請です。申請理由は譲渡人については、高齢のため、耕作することが困難であることから、本申請に至りましたとのことで、譲受人については、隣接地を所有している〇〇が、梅のタンク置場の事業用地を探していたことから、当該地を取得し、賃貸しようと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の10ページをお願いいたします。番号4。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇です。所有権移転を伴いますタンク置場への転用申請です。申請理由は譲渡人については、相続にて取得しましたが、農業者ではないため、耕作することが困難であることから、本申請に至りましたとのことで、譲受人については、隣接地を所有している〇〇が、梅のタンク置場の事業用地を探していたことから、当該地を取得し、賃貸しようと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

なお、2番から4番については、昨年5月の総会で、農業振興地域計画の農用地区域からの除外についてご承認いただき、その後手続きを進め、10月28日付けで農用地区域から除外しています。それにより、1番から4番の申請地の農地区区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライドで説明した。～以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇区でございます〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第8号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第9号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。なお、8番については〇〇委員が当事者でございますので、まず、8番以外につきましてはご審議いただきたいと思います。事務局から説明願います。

係長

はい。議案第9号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書の11ページから14ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は16件、25筆で、面積は合計〇〇㎡となっております。また、全て使用貸借権の設定で、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行うことになっています。

続きまして、詳細についてご説明いたします。議案書の15ページをお願いいたします。番号1。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和7年3月1日から5年9か月間の使用貸借権の再設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の16ページをお願いいたします。番号2。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年3月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻・野菜栽培です。

続きまして、議案書の17ページをお願いいたします。番号3。申請地は〇〇外1筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年3月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻・野菜栽培です。

続きまして、議案書の18ページをお願いいたします。番号4。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年3月1日から10年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の19ページをお願いいたします。番号5。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年3月1日から10年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の20ページをお願いいたします。番号6。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年3月1日から6年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の21ページ、22ページをお願いいたします。番号7。申請地は〇〇外1筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年3月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻・野菜栽培です。

続きまして、議案書の24ページをお願いいたします。番号9。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和7年3月1日から10年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の25ページをお願いいたします。番号10。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先〇〇

の〇〇です。令和7年3月1日から10年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稲栽培です。

続きまして、議案書の26ページをお願いいたします。番号11。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年3月1日から3年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稲栽培です。

続きまして、議案書の27ページをお願いいたします。番号12。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年3月1日から3年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稲栽培です。

続きまして、議案書の28ページをお願いいたします。番号13。申請地は〇〇外1筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年3月1日から10年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稲栽培です。

続きまして、議案書の29ページ、30ページをお願いいたします。番号14。申請地は〇〇外1筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年3月1日から10年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稲栽培です。

続きまして、議案書の31ページをお願いいたします。番号15。申請地は〇〇外3筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年3月1日から10年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稲栽培です。

続きまして、議案書の32ページをお願いいたします。番号16。申請地は〇〇外1筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年3月1日から10年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稲栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明を終わりました。1番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 2番から5番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 6番、7番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いし

ます。

〇〇委員 異議なし。

議長 9番から12番につきましては、〇〇区、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 13番から16番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第9号の1番から7番、9番から16番につきまして、計画の決定を承認いたします。続きまして、議案第9号の8番についてご審議いただきたいと思っております。〇〇委員が当事者となっておりますので、退席をお願いいたします。～〇〇委員、退席した。～それでは、事務局より説明願います。

係長 はい。議案第9号の8番についてご説明いたします。議案書の23ページをお願いいたします。番号8。申請地は〇〇外1筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年3月1日から10年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 事務局からの説明を終わりました。8番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長           ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第9号の8番につきまして、計画の決定を承認いたします。それでは、〇〇委員に着席していただきます。～〇〇委員、着席した。～以上で、予定しておりました議案は全て終了いたしました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

係長           はい。  
                  ～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について、依頼した。  
～  
                  ～にしむろアグリ情報の配布について、説明した。～  
                  ～令和7年度農業委員会開催予定日、申請締切日の配布について、説明した。  
～  
                  ～農地中間管理機構による農用地の買入斡旋の取下げについて、報告した。～

議長           他に何かご意見等はございませんか。

全員           意見なし。

議長           なければ、次回の委員会につきましては、令和7年3月7日（金）午後1時30分から富田事務所 2階 会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思いますのですが、いかがですか。

全員           異議なし。

議長           以上をもちまして、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。  
                  ～大平会長は、午後2時20分に閉会を宣した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。